

序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

1. 環境影響評価準備書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年12月,埼玉県環境影響評価条例第61号)に基づき、平成29年6月1日付けで知事に提出した「(仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」(以下、「計画書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえ、埼玉県環境影響評価条例に基づいた「(仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)としてとりまとめたものである。

2. 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、表1に示すとおりである。

表1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成29年6月1日	事業者→知事
関係地域の決定通知	平成29年6月5日	知事→事業者 【関係地域】 鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市
調査計画書公告	平成29年6月6日	
調査計画書縦覧	平成29年6月6日 ～7月6日	埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 鶴ヶ島市都市計画課、川越市環境政策課 狭山市環境課、坂戸市環境政策課 日高市環境課
調査計画書に関する説明会	平成29年6月25日 平成29年6月29日 平成29年7月1日 平成29年7月2日 平成29年7月2日	鶴ヶ島市役所 狭山市柏原公民館 川越市川鶴市民センター 坂戸市入西地域交流センター 日高市役所
住民等の意見書提出期間	平成29年6月6日 ～7月20日	意見書：2通
技術審議会第1回小委員会	平成29年6月14日	
技術審議会第2回小委員会	平成29年7月10日	
調査計画書についての知事意見受理	平成29年8月23日	知事→事業者
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	平成30年2月16日	事業者→知事
同申請承認	平成30年3月7日	知事→事業者

3. 準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」、「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、計画書に対する住民等の意見及び知事意見や、調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書の内容などを踏まえ、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討するとともに、事後調査の内容の検討を行った。

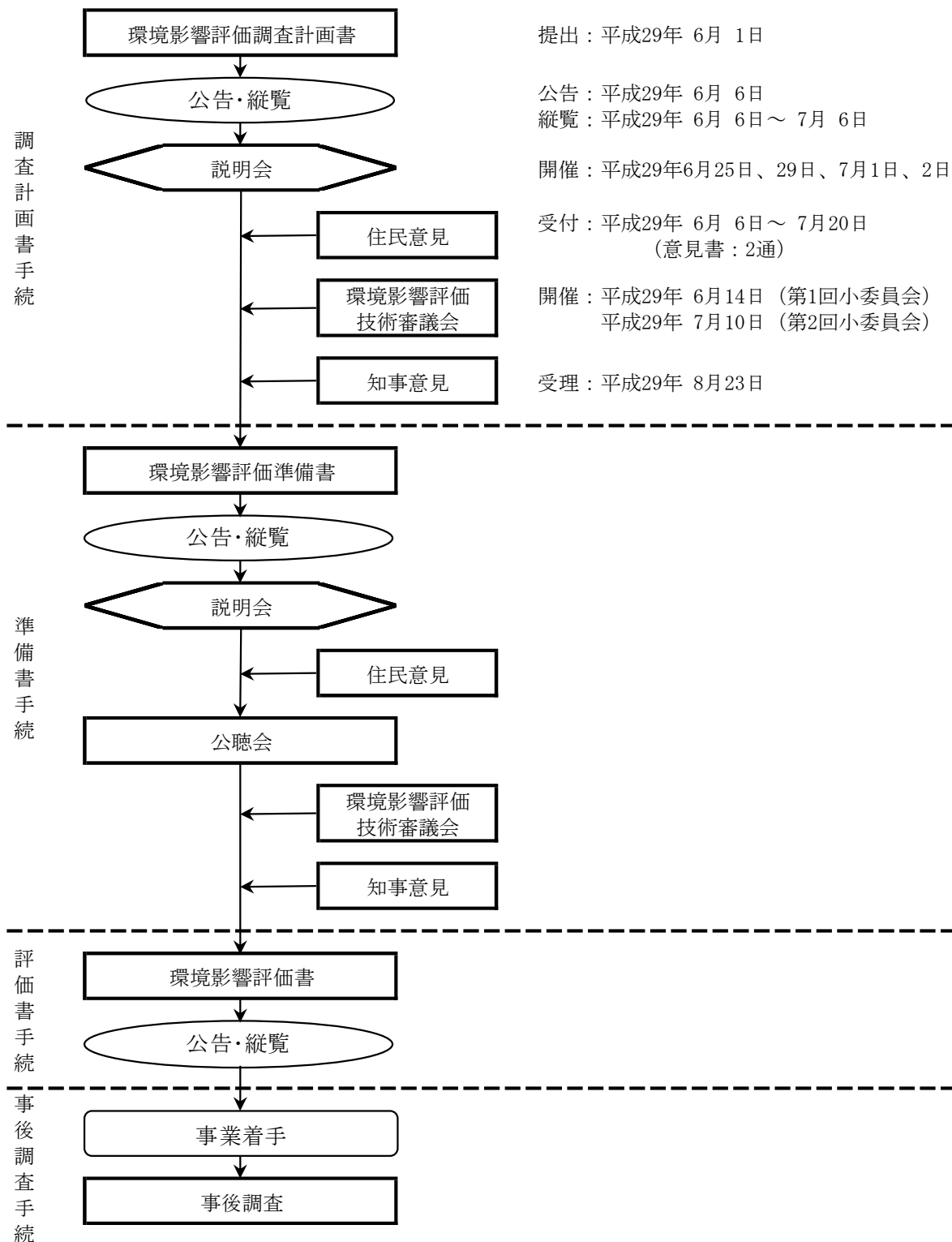


図1 環境影響評価の手続きの流れ

4. 環境影響評価調査計画書の修正概要

準備書の作成にあたっては、計画書に対する知事意見等の内容を反映させるために、計画書の記述内容について再検討を行い、記述の追加・修正を行った。主な追加・修正事項は、表2に示すとおりである。

なお、本表は、主要な修正の概要を示すものであり、誤字・脱字等の軽微な修正については含めていない。

表中の修正理由の記号は、以下に示すとおりである。

A：知事意見、あるいは技術審議会の指摘事項に対して追加・修正を行った。

B：事業計画の進捗、内容の適切な把握のため、文章等の追加・修正を行った。

表2 環境影響評価調査計画書の主な追加・修正事項とその内容

No.	追加・修正を行った項目	追加・修正内容	修正理由	計画書での頁
第2章 対象事業の目的及び概要				
1	6.1 土地利用計画	事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、見直しを行った。	B	12、13
2	6.3 道路整備計画	事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、見直しを行った。	B	14
3	6.8.2 工事の概略	事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、見直しを行った。	B	15
第5章 調査方法（調査、予測、評価）				
4	5. 水 質	環境影響の予測・評価に必要な内容を適切に把握するために見直しを行った。	B	196
5	6. 水 象	環境影響の予測・評価に必要な内容を適切に把握するために見直しを行った。	B	198、200
第7章 戦略的環境影響評価報告書についての意見に対する計画策定者の見解				
6	—	正式名称を注記に追記した。	A	243

計画書の記載の変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第21条第1項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」は、以下に示すとおりである。

様式第5号(1)(第21条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

先産第 523 号

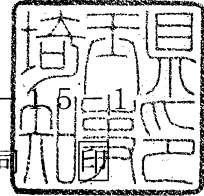
平成30年2月16日

埼玉県知事 上田 清司 様

住所 さいたま市浦和区高砂3-

氏名 埼玉県知事 上田 清司

電話番号 048-830-3935 (先端産業課)



調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区 土地区画整理事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	事業計画の進捗に伴う検討結果及び、調査計画書に対する知事意見等を踏まえ、土地利用計画、調査方法等に変更が生じたため

変更内容検討書

平成30年2月16日

1. 対象事業の名称

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業

2. 変更の内容

【本編】			
変更項目	変更内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
修正	緑地・公園は、…既存の樹林地、 <u>遊水池</u> 、水路の保全を基本とし、…	緑地・公園は、…既存の樹林地、水路の保全を基本とし、…	調査計画書(本編)12頁 理由:事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、土地利用計画を見直したため
修正	道路は、… <u>幹線道路及び補助幹線道路</u> を計画している。	道路は、… <u>幹線道路</u> を計画している。	調査計画書(本編)12頁 理由:事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、土地利用計画を見直したため
修正	別添1参照	別添1参照	調査計画書(本編)12頁
修正	別添2参照	別添2参照	調査計画書(本編)13頁
修正	…幅員12.0m~ <u>14.0m</u> の幹線・ <u>補助幹線</u> 道路や…	…幅員12.0mの幹線道路や…	調査計画書(本編)14頁 理由:事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、土地利用計画を見直したため
修正	・既存樹林、 <u>遊水池</u> 、水路等の保全を行うため、…	・既存樹林、水路等の保全を行うため、…	調査計画書(本編)15頁 理由:事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、土地利用計画を見直したため
第5章 調査方法(調査、予測、評価)			
修正	別添3参照	別添3参照	調査計画書(本編)196頁
修正	別添4参照	別添4参照	調査計画書(本編)198,200頁
第7章 戦略的環境影響評価報告書についての意見書に対する計画策定者の見解			
誤記	オオミドシジミ ウバクマムシ	オオミドリシジミ ウバタマムシ	調査計画書(本編)243頁
追加	—	<u>注)ゴマダラシジミの正式名称はウラゴマダラシジミである。</u>	調査計画書(本編)243頁
環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類			
誤記	…さらに、対象事業実施区域南側には都市計画道路 <u>川越日高鶴ヶ島線</u> が計画されている。	…さらに、対象事業実施区域南側には都市計画道路 <u>日高川越鶴ヶ島線</u> が計画されている。	環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類2頁

3. 変更の理由

事業計画の進捗に伴う検討結果及び、調査計画書に対する知事意見等を踏まえ、土地利用計画、調査方法等に変更が生じたため。

4. 変更後の関係地域

対象事業実施区域に変更がないことから、関係地域の変更はない。

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

- ・水質における調査方法の変更（別添3参照）
- ・水象における調査方法の変更（別添4参照）

別添 1

【調査計画書の内容】

表 2-3 土地利用計画

名称		面積 (ha)	割合 (%)
産業用地	画地	<u>19.29</u>	<u>49.26</u>
	緩衝緑地	<u>3.54</u>	<u>9.04</u>
公共用地	公園	<u>3.53</u>	<u>9.01</u>
	緑地 (遊水池、水路を含む)	<u>7.07</u>	<u>18.05</u>
	<u>調整池</u>	<u>2.26</u>	<u>5.77</u>
	道路	<u>3.47</u>	<u>8.86</u>
事業区域		39.16	100.00

注) 割合は少数第2位を四捨五入したため、割合の合計は100%にならない。

【変更後の内容】

表 2-3 土地利用計画

名称		面積 (ha)	割合 (%)
産業用地	画地	<u>19.89</u>	<u>50.79</u>
	緩衝緑地	<u>3.82</u>	<u>9.75</u>
公共用地	公園 <u>(調整池を含む)</u>	<u>6.24</u>	<u>15.93</u>
	緑地 (遊水池、水路を含む)	<u>6.69</u>	<u>17.08</u>
	道路	<u>2.52</u>	<u>6.44</u>
事業区域		39.16	100.00

注) 割合は少数第3位を四捨五入したため、割合の合計は100%にならない。

変更理由 事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、土地利用計画を見直したため

別添 2

【調査計画書の内容】

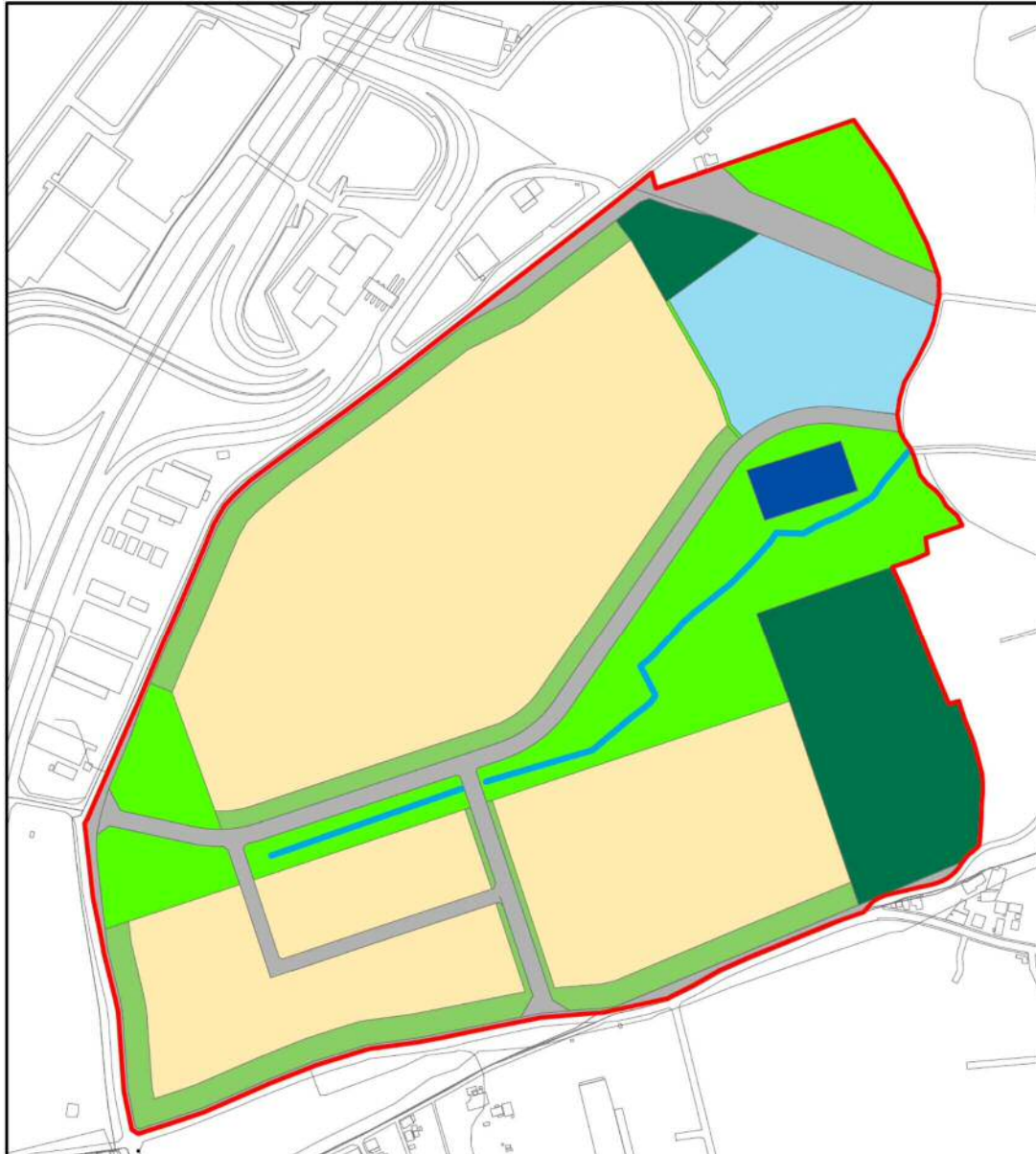




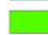




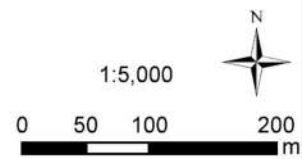


図2-3 土地利用計画図(案)

凡例

-  対象事業実施区域
-  画地
-  緩衝緑地
-  公園
-  緑地
-  遊水池
-  水路
-  調整池
-  道路



【変更後の内容】

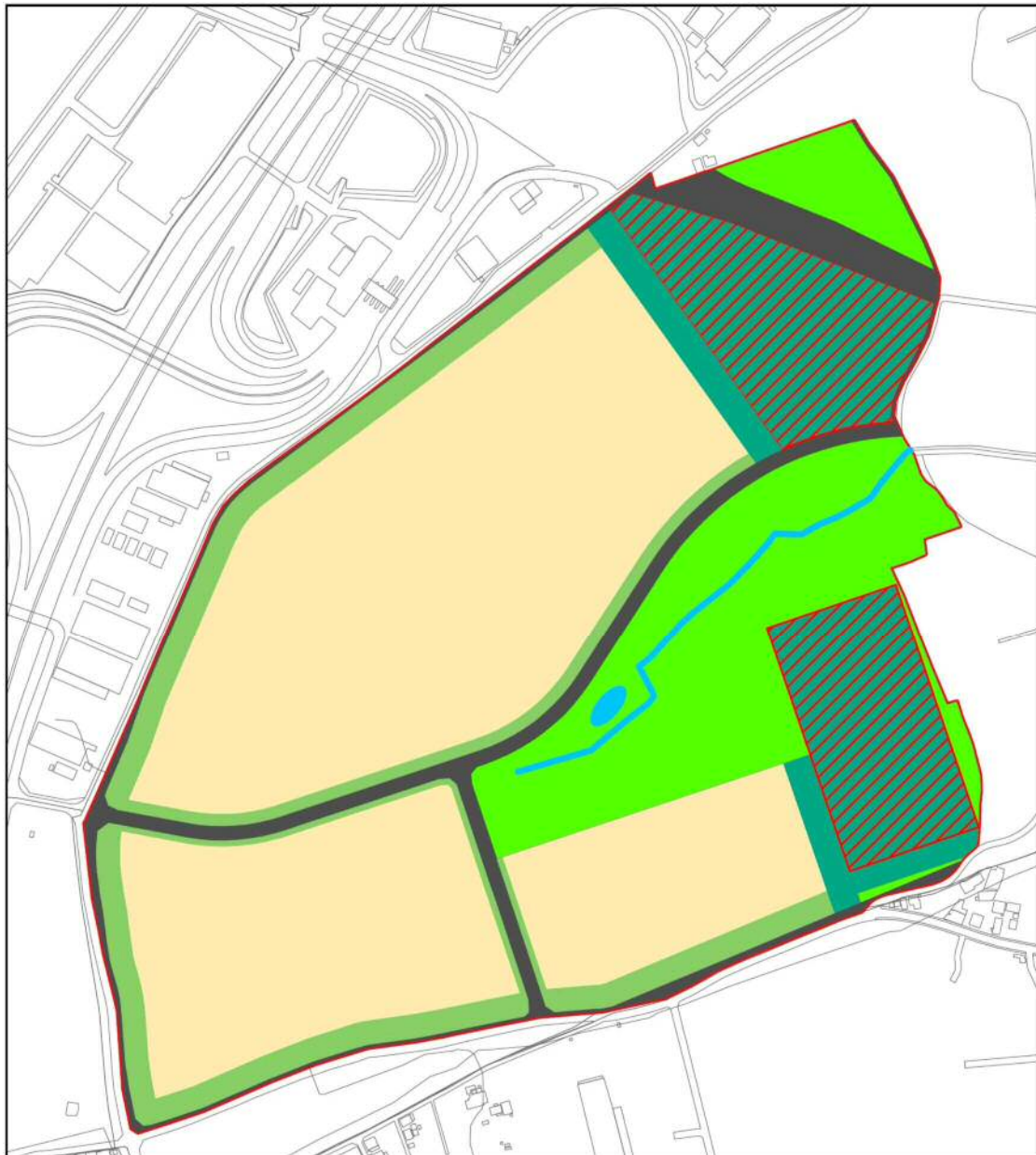
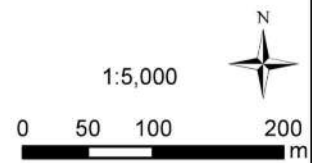


図2-3 土地利用計画図(案)

凡例

- 対象事業実施区域
- 画地
- 緩衝緑地
- 公園 (調整池を含む)
- 緑地
- 遊水池
- 水路
- 道路



変更理由 事業計画の進捗に伴う検討結果を踏まえ、土地利用計画を見直したため

別添 3

【調査計画書の内容】

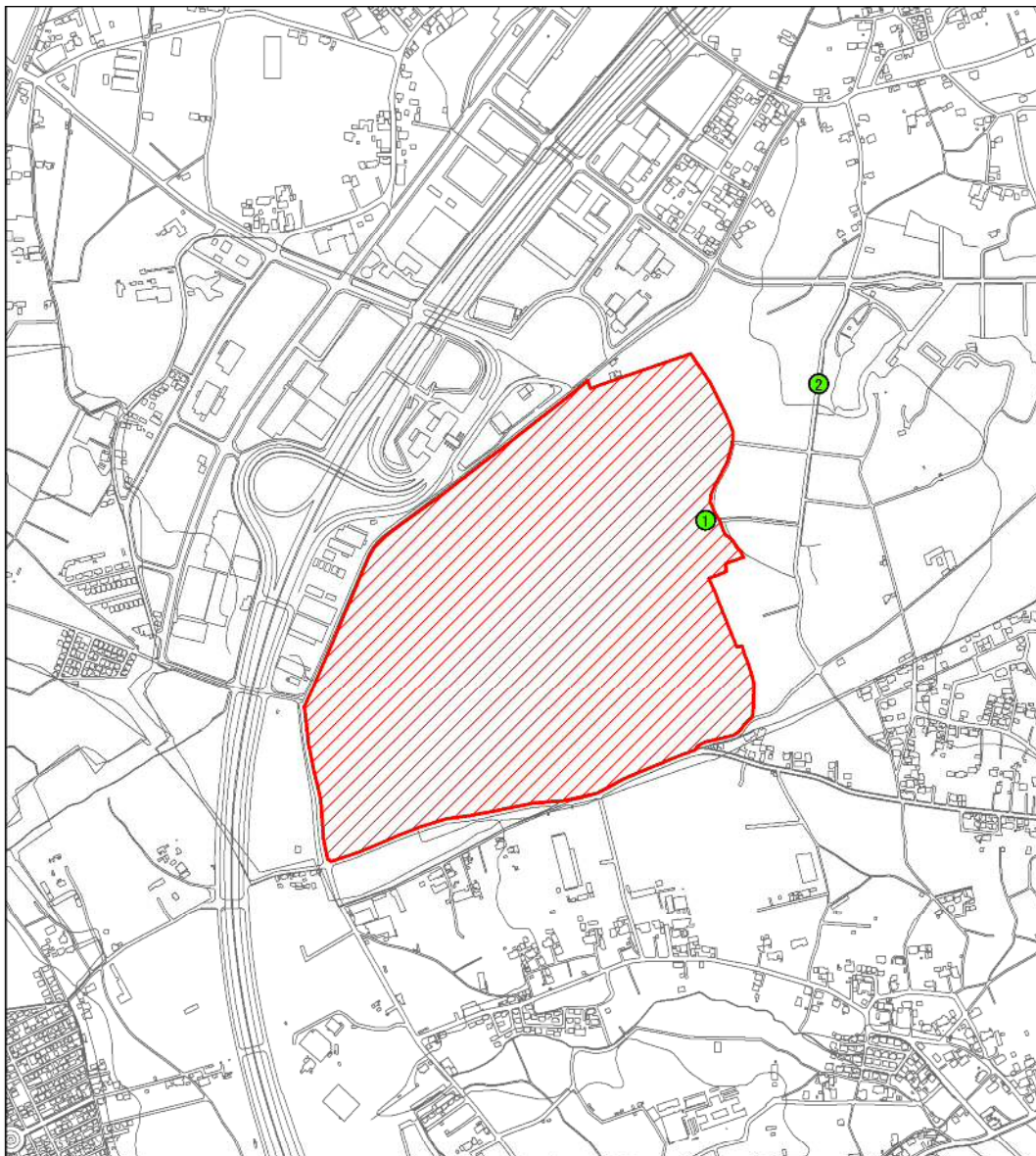


図5-4 水質調査地点位置図

凡例

● 水質調査地点

▨ 対象事業実施区域

1:10,000

0 100 200 400 m



【変更後の内容】

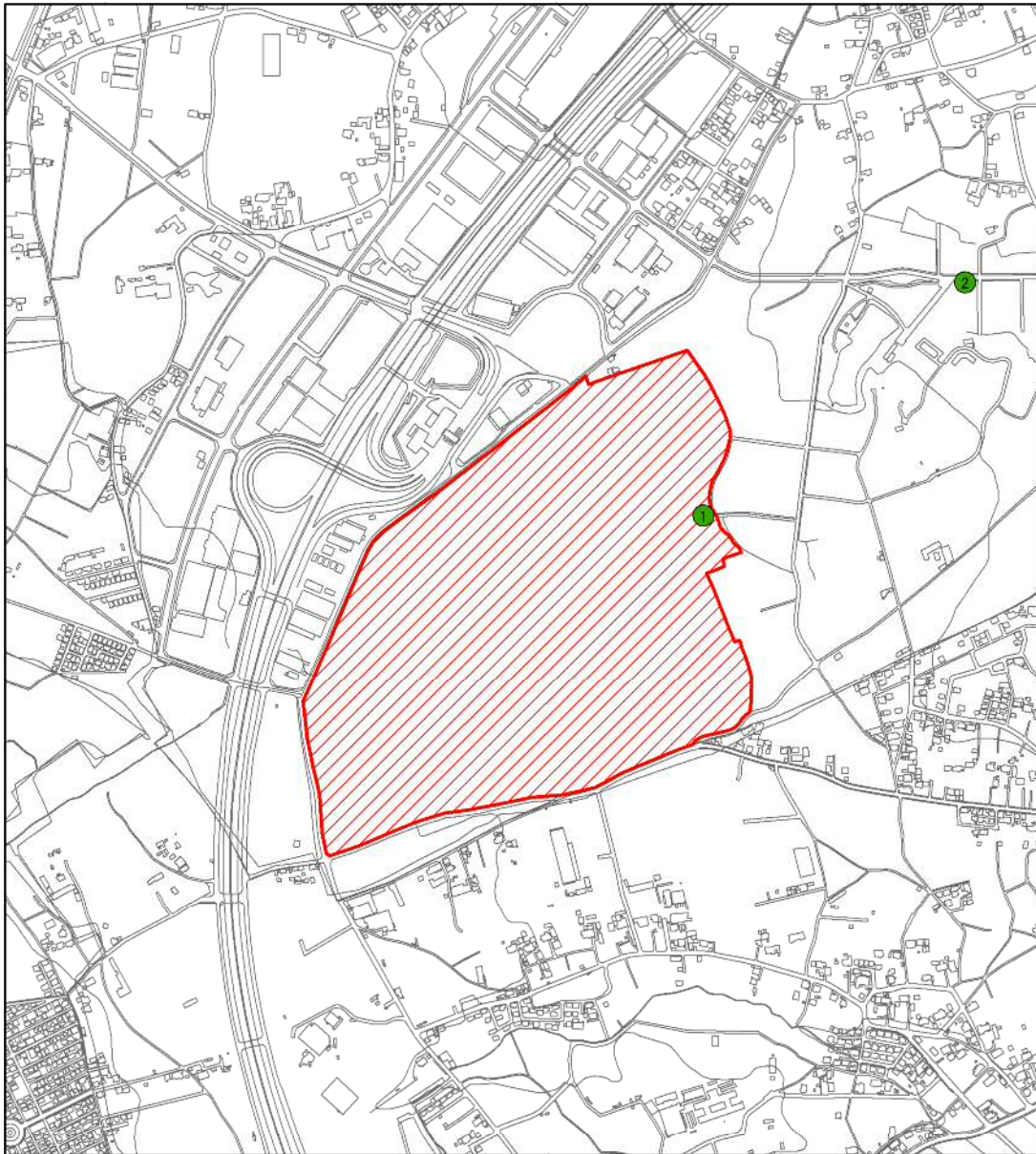
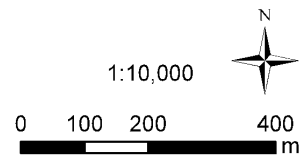


図5-4 水質調査地点位置図

凡例

● 水質調査地点

 対象事業実施区域



変更理由 環境影響の予測・評価に必要な内容を適切に把握するために、調査地点を見直したため

別添 4

【調査計画書の内容】

水象の調査、予測及び評価の手法を表 5-19～表 5-21 に示す。河川等の流量の調査地点は図 5-5 に示す。なお、地下水の水位等の現地調査は過年度調査において、対象事業実施区域内で湧水量、地下水位等の調査を実施していることから実施しない。

表 5-19 水象の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水象	河川等の流量、流速及び水位	「河川砂防技術基準（調査編）」（平成 24 年, 国土交通省）に準拠する。	1. 調査地域 造成地の存在等により、河川の流量、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。 2. 調査地点 ・河川等の流量、流速及び水位 <u>対象事業実施区域からの排水が考えられる水路 1 地点</u> とする ・地下水の水位及び水脈 影響が認められる地点	平水時 2 回、降雨時 1 回の年 3 回とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・「土地利用基本計画作成業務委託（調査編）」（平成 29 年 3 月, 埼玉県） ・降雨量等 最寄りの地域気象観測所の観測値（鳩山観測所、飯能観測所） ・地表面などの状況 土地分類基本調査の地形分類図及び表層地質図 ・地下水の水位水脈 既存のボーリング調査資料（孔内水位、水理地質構造）
	地下水の水位及び水脈 湧水の位置及び湧水量	別途、実施された地質及び水文調査結果により地下水に係る地質構造等を把握する。		—	
	地表面の状況、土地利用	地表面などの状況のうち、植生の状況については、植生調査結果による。土地利用は地形図及び現地目視確認による方法とする。		—	
	降水量	気象観測所の観測値または雨量計による観測を行う。		—	

表 5-20 水象の調査地点

区分	番号	対象箇所（地点位置）	調査項目	選定理由等
水象	①	排水先の水路	流量等	供用時の排出先

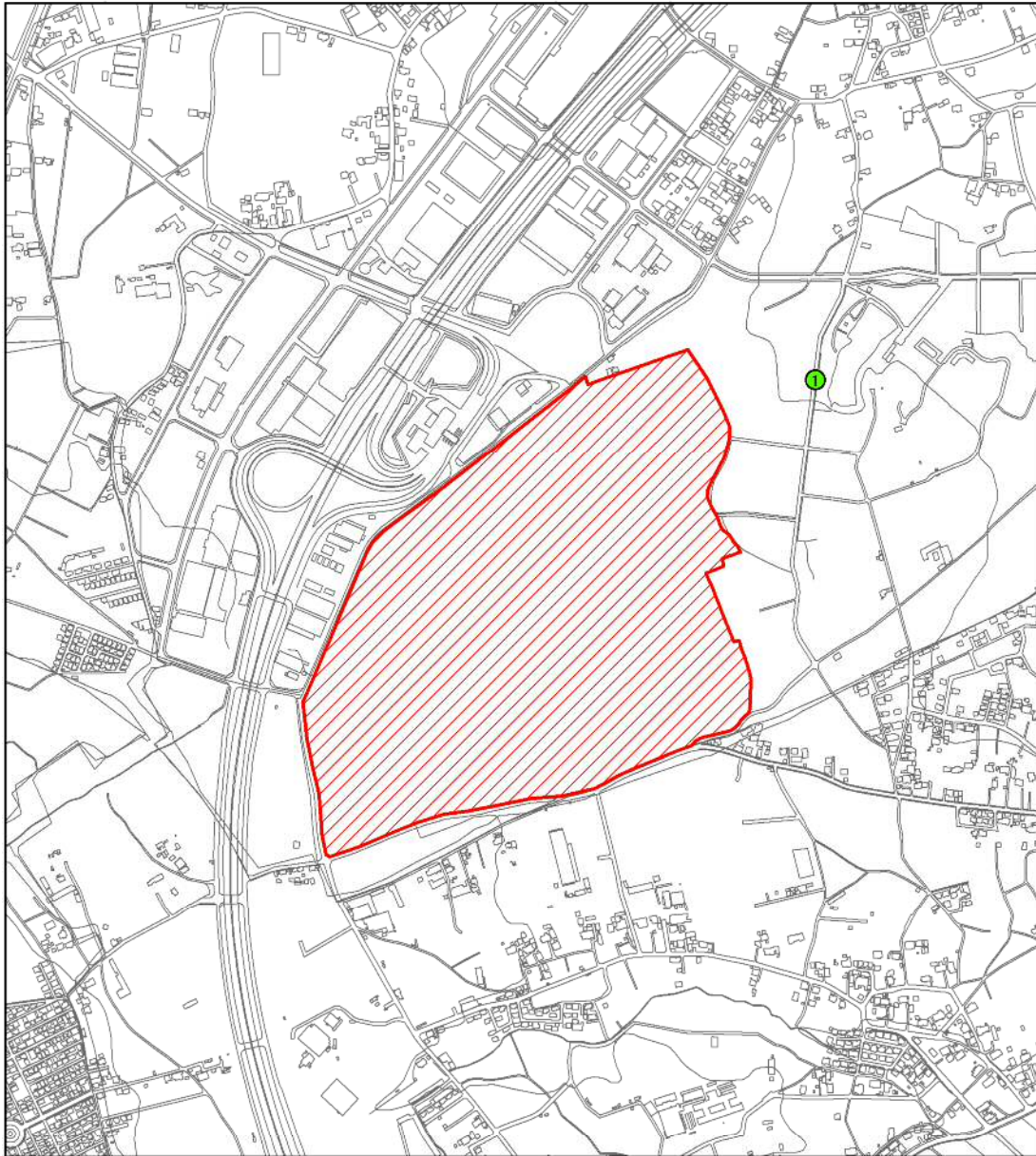
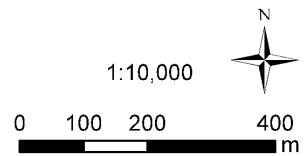


図5-5 水象調査地点位置図

凡例

● 水象調査地点

 対象事業実施区域



【変更後の内容】

水象の調査、予測及び評価の手法を表 5-19～表 5-21 に示す。河川等の流量の調査地点は図 5-5 に示す。なお、地下水の水位等の現地調査は過年度調査において、対象事業実施区域内で湧水量、地下水位等の調査を実施していることから実施しない。

表 5-19 水象の調査手法

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
水象	河川等の流量、流速及び水位	「河川砂防技術基準（調査編）」（平成 24 年, 国土交通省）に準拠する。	1. 調査地域 造成地の存在等により、河川の流量、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。	平水時 2 回、降雨時 1 回の年 3 回とする。	下記の既存測定データを収集、整理する。 ・「土地利用基本計画作成業務委託（調査編）」（平成 29 年 3 月, 埼玉県） ・降雨量等 最寄りの地域気象観測所の観測値（鳩山観測所、飯能観測所） ・地表面などの状況 土地分類基本調査の地形分類図及び表層地質図 ・地下水の水位水脈 既存のボーリング調査資料（孔内水位、水理地質構造）
	地下水の水位及び水脈 湧水の位置及び湧水量	別途、実施された地質及び水文調査結果により地下水に係る地質構造等を把握する。		—	
	地表面の状況、土地利用	地表面などの状況のうち、植生の状況については、植生調査結果による。土地利用は地形図及び現地目視確認による方法とする。	2. 調査地点 ・河川等の流量、流速及び水位 排水が考えられる水路 2 地点とする ・地下水の水位及び水脈 影響が認められる地点	—	
	降水量	気象観測所の観測値または雨量計による観測を行う。		—	

表 5-20 水象の調査地点

区分	番号	対象箇所（地点位置）	調査項目	選定理由等
水象	①	排水先の水路	流量	供用時の排出先（対象事業実施内）
	②			供用時の排出先（対象事業実施外）

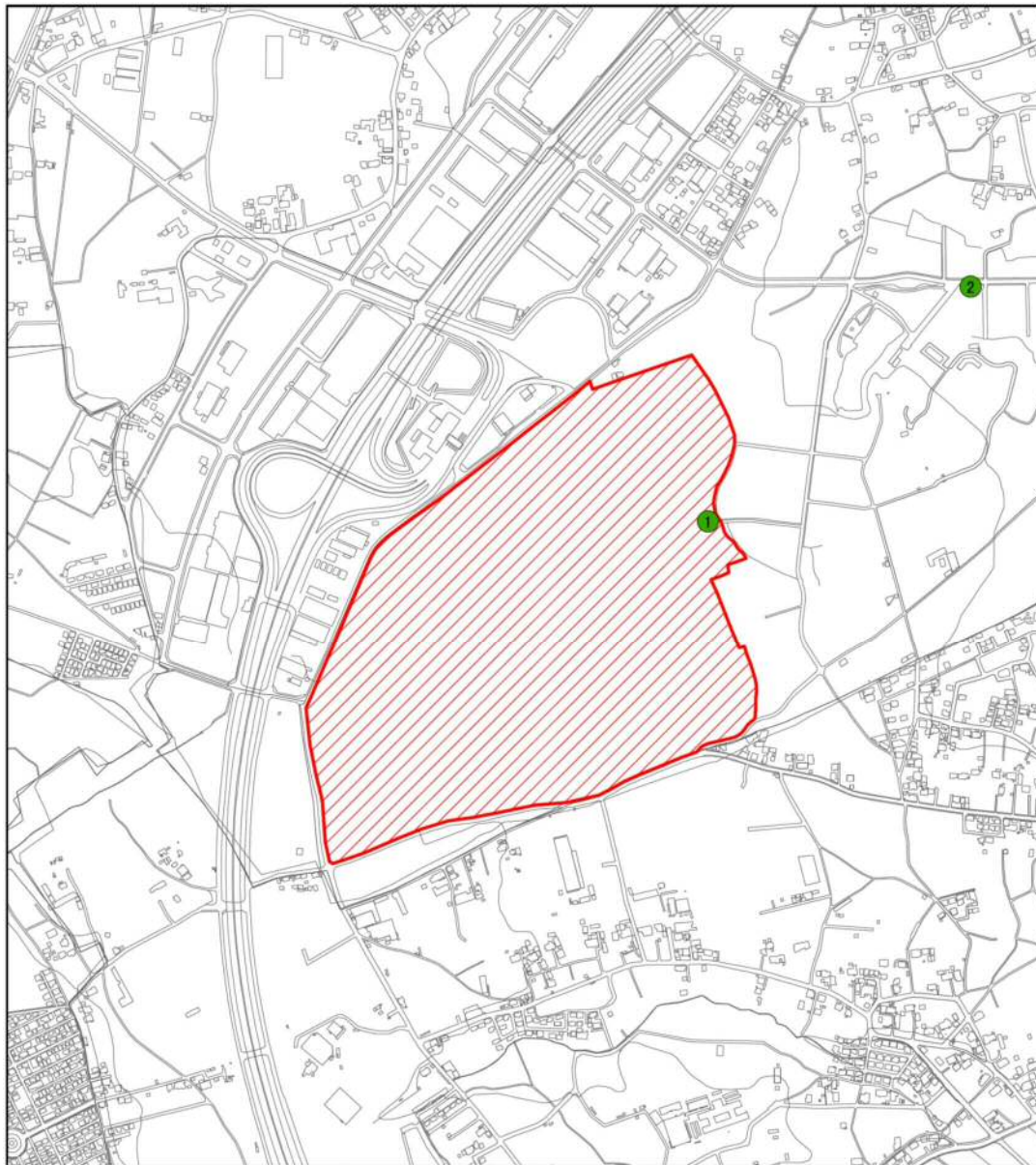


図5-5 水象調査地点位置図

凡例

● 水象調査地点

 対象事業実施区域

1:10,000

0 100 200 400 m



変更理由 環境影響の予測・評価に必要な内容を適切に把握するために、調査地点を見直したため

指令環政第834号

埼玉県

平成30年2月16日付けで申請のあった（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

平成30年3月7日

埼玉県知事 上田 清司

